

## 盤類の評価基準における品質・性能

### 1. 評価対象設備機材

評価の対象とする盤類は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に規定する以下の機材である。

機材名 盤類

細 目 ①分電盤（OA盤及び実験盤を含む。）

②制御盤

③キュービクル式配電盤

⑥高圧スイッチギヤ（LSC1）

⑦高圧スイッチギヤ（LSC1-PI）

### 2. 品質・性能等に関する事項

標準仕様書における電力設備工事及び受変電設備工事の「盤類」の規定に適合すること。